一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百三条の二第一項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する法第百三条第四項又は法第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分をしたとき。	四　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該処分を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号 ［五～七　略］
法第百四条の四第二項の規定による処分をしたとき。	一　［略］ 二　処分に係る免許の種類及び免許証等番号 三　［略］
法第九十条第八項又は第百三条第六項の規定による命令をしたとき。	一　［略］ 二　命令に係る免許の種類及び免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号 三　［略］
法第百二条第一項から第四項までの規定による命令をしたとき。	一　［略］ 二　免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号 三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該命令を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号 四　［略］
認知機能検査を受けたとき。	一　［略］ 二　免許を現に受けている者にあつては、免許証等番号 三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該認知機能検査を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号 ［四・五　略］
法第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき。	一　［略］ 二　再試験に係る免許の種類及び免許証等番号 三　［略］

一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百三条の二第一項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する法第百三条第四項又は法第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分をしたとき。	四　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該処分を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号 ［五～七　同上］
法第百四条の四第二項の規定による処分をしたとき。	一　［同上］ 二　処分に係る免許の種類及び免許証番号 三　［同上］
法第九十条第八項又は第百三条第六項の規定による命令をしたとき。	一　［同上］ 二　命令に係る免許の種類及び免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 三　［同上］
法第百二条第一項から第四項までの規定による命令をしたとき。	一　［同上］ 二　免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該命令を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号 四　［同上］
認知機能検査を受けたとき。	一　［同上］ 二　免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該認知機能検査を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号 ［四・五　同上］
法第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき。	一　［同上］ 二　再試験に係る免許の種類及び免許証番号 三　［同上］